

昭和 100 年記念式典事業実施委託業務公募型プロポーザル審査要領

昭和 100 年記念式典事業実施委託業務に係るプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「昭和 100 年記念式典事業実施委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 250 点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 実施方針 | (25 点) |
| (2) 企画提案能力 | (165 点) |
| (3) その他独自提案 | (10 点) |
| (4) 業務遂行能力 | (30 点) |
| (5) 積算の妥当性 | (10 点) |
| (6) 県が推奨する施策 | (10 点) |

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時・場所（予定）
令和 8 年 4 月 6 日（月）、高知市内
※プロポーザル参加者へは、別途通知します。
- (2) プレゼンテーション
ア プレゼンテーションの時間と順番は別途お知らせいたします。
（プレゼンテーションは 20 分、質疑応答 15 分程度を予定）
イ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) 全ての参加者の審査の終了後に、各審査委員の審査結果を集計し、審査委員の評価の平均点数が 150 点以上の企画提案書について、審査による得点が上位の者から順に契約の相手方の候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で 2 者以上ある場合は、審査委員会において協議のうえ、候補者と次点者を選定します。

審査基準

番号	審査項目		審査の視点	配点	合計
1	実施方針	業務内容の理解	本業務の内容について、十分に理解し、事業目的に沿った提案がされているか。	25点	25点
2	企画提案能力	全体企画	- 企画提案書作成要領に記載の内容について、全て提案されているか。 - タイムテーブルは参加者にとっても無理のないものとなっているか。 - 企画提案の内容は、妥当性や具体性がある内容となっているか。	25点	165点
		記念映像	・記念映像の作成方針及びシナリオ又は絵コンテの素案について、事業の趣旨に沿った魅力的な提案となっているか。	10点	
		広報	- 各種広報媒体や広報先、広報のタイミングの提案が、目標集客数の達成に向けて効果的な内容となっているか。 - 各種広報媒体や広報先、広報のタイミングの提案が、作品応募数の達成に向けて効果的な内容となっているか。 - デザイン案が、事業の趣旨に沿い、広く県民に親しまれる提案となっているか。 - 特設サイトのイメージは、利便性等を考慮されたものになっているか。	40点	
		フォーラムの内容	- 全体を貫くテーマ案は、本委託業務の目的と合致しているか。 - 本委託業務にふさわしいノベルティや司会の提案があるか。 - 基調講演の演題及び内容案について、事業の趣旨に沿った魅力的な提案となっているか。 - 基調講演の登壇者候補は、事業目的に合致しているか。 - 多世代トークセッションのテーマ及び内容案について、事業の趣旨に沿った魅力的な提案となっているか。 - 多世代トークセッションの登壇者候補は、事業目的に合致し、多角的な議論が期待できるか。	90点	
3	その他独自提案	独自提案	・本委託業務の効果をさらに高める工夫があるか。	10点	10点

4	業務遂行能力	実施体制	・組織体制や人員などの実施体制と管理体制が整っており、事業を効果的に実施できる体制か。 ・県と緊密に連携がとれる体制となっているか。	10点	30点
		業務実績	類似業務（調査・検討業務等）の経験や知見が豊富であり、本業務を効果的に遂行する十分な業績を有しているか。	10点	
		業務計画	確実に業務遂行が可能な全体スケジュールとなっているか。	10点	
5	積算の妥当性	参考見積額	提案内容を実現するための経費が漏れなく計上されており、積算根拠・委託費総額等は妥当か。	10点	10点
6	県が推奨する施策	県が推進する施策への取組	・「高知県ワークライフバランス推進企業」の認証を受けているか ・こうち男性育休推進企業に登録しているか ・トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼしのいずれかの認証を受けているか ・障害者の雇用促進に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか （１）法定雇用率制度の適用があり、かつ、法定雇用率を超えて障害者を雇用しているか （２）法定雇用率制度の適用はないが、障害者雇用率に算入される障害者を常用労働者として雇用しているか ・「こうちSDGs推進企業」に登録しているか ・「パートナーシップ構築宣言」に登録しているか	5点	10点
			①再委託先が高知県内に本店を有する者である場合：「参加者と再委託先の協定等」の写し 様式に定めはありませんが、以下の項目を満たすようにしてください。 ・参加者と再委託先の住所、事業者名、代表者役職及び氏名が記載され、両者の署名等がされていること ・再委託の業務内容、期間及び契約金額（予定） ・参加者と県が契約を締結後、再委託を確実に実施すること ②全ての業務を参加者が実施し、再委託をしない場合：再委託をしない旨の誓約書 様式に定めはありませんが、参加者の住所、事業者名、代表者役職及び氏名、再委託を実施しないことを誓約する旨を満たすようにしてください。	5点	
合計					250点